

国民年金の加入手続きについて

厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出がされなかった場合、年金額が少なくなる、または受け取れない場合があります。

被保険者種別

- 第1号被保険者 自営業、学生など
- 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合の加入者
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

届出が必要なとき	異動の内容	届け出先
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者	町民生活課
退職したとき (60歳未満のかたで厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者(第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者	

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232 秩父年金事務所 ☎27-6560

はみ出し樹木の切り取りを

生け垣や樹木が宅地・山林などから道路にはみ出すと、道幅が狭くなり、通行の妨げになります。また、カーブミラーや道路標識が見えなくなるなど大変危険です。

枝のはみ出しや落ち枝などが原因で事故が発生した場合、責任を問われることもあります。定期的な枝切りや山林樹木の伐採などをお願いします。

- 作業時の注意**
- 電線がある場所での伐採作業は危険です。事前に東京電力やNTTに連絡して、立ち会いのもとで行ってください。
 - 通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。

問合せ 県秩父県土整備事務所 ☎22-3715

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法の規定に基づき、令和7年度の閲覧状況を公表します。

調査主体	閲覧事由	閲覧年月日	閲覧の範囲
埼玉県	令和7年度埼玉県民満足度調査	令和7年5月15日	大字下田野 令和7年4月30日時点で満18歳以上の男女
埼玉県	令和7年度埼玉県民文化芸術活動実態調査	令和7年5月29日	大字下田野 令和7年4月1日時点で満18歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室	外交に関する世論調査(附帯調査・環境教育)	令和7年7月30日	大字三沢 令和7年8月31日時点で満18歳以上の日本国籍を有する男女

問合せ 町民生活課(①番窓口) ☎62-1232